

平成22年4月

いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について
(概 要)

最 高 検 察 庁

第1 はじめに

いわゆる足利事件（以下「本件」ともいう。）については、無期懲役刑が確定し長期間にわたり服役していた菅家利和氏（以下「菅家氏」という。）に対して、本年3月26日、宇都宮地方裁判所で進められてきた再審公判において、犯人でないことを理由として無罪判決が言い渡された。

検察としてこのようなことを二度と起こしてはならないという深い反省に立ち、当庁において、本件記録等を精査するとともに、捜査・公判に関与した検察官から事情を聴取するなどして、本件における検察の捜査・公判活動の在り方及び問題点等を検証し、反省点を洗い出すとともに、検察として今後講ずべき方策についても検討することとした。

その詳細は、第3ないし第5に記述したとおりであるが、本件の主たる問題点は、検察官において、当時のDNA型鑑定についての正確な理解・検討が不十分であったため、その鑑定結果を過大に評価したことから、本件DNA型鑑定の証拠価値についての判断を誤り、ひいては、菅家氏の自白の信用性に対する吟味・検討が不十分となり、菅家氏の自白が虚偽であることを見抜くことができなかったことである。

言うまでもなく、検察官の使命は、基本に忠実な捜査・公判の徹底を図り、事件の実体的真実を解明するために必要とされる供述や客観的証拠の収集に努め、真相を解明した上、訴追すべきものを訴追して適正な科刑を実現することであり、無実の者を処罰することは決してあってはならないことであって、今回の重大な事態を招いたことはまことに遺憾と言わざるを得ない。

第2 本件の概要等（省略）

第3 捜査及び事件処理における問題点と反省点

1 総論

本件の捜査及び事件処理の問題点は、後記のとおり多岐にわたるが、何よりも、検察官において、当時のDNA型鑑定についての正確な理解・検討が不十分であり、その結果その鑑定結果を過大に評価したことから、本件DNA型鑑定の証拠価値についての判断を誤り、ひいては、菅家氏の自白の信用性に対する吟味・検討が不十分となり、菅家氏の自白が虚偽であることを見抜くことができず、虚偽の自白を供述調書に録取したことが決定的であったと思われる。

2 DNA型鑑定及び陰毛鑑定

(1) 本件DNA型鑑定の証拠能力・信用性及び出現頻度

本件DNA型鑑定は、科警研により開発されたMCT118型検査法により実施されたもので、具体的には、第1染色体上のMCT118という座位に16個の塩基が反復して繰り返す箇所があることに着目し、その反復回数を「型」として調べ、その個人差を個人識別に利用する鑑定法である（例えば、塩基の繰返し回数が26回であれば、「26型」という。）。その手順は、検査試料から、DNAを抽出・精製し、それを人工的に増幅させた後、DNA型判定用の指標（サイズマーカー）である123マーカーと一緒にポリアクリルアミドゲル上で電気泳

動させた上、ゲル上に生じた帯状のバンドパターンを撮影した写真のネガフィルムを画像解析装置に取り込み、サイズマーカーとの対比により、それらの移動距離を画像解析装置で解析し、その解析データを科警研の技官が数式に当てはめて計算して、塩基繰返し回数を「型」として判定するというものであった。

本件で実施されたMCT118型検査法は、科学的原理の正確性が認められる上、本件具体的な実施方法も、DNA型鑑定の経験を有し、その鑑定に関する論文を執筆するなどしていた科警研の技官が、検査機器の作用が適切な状態において、検査前に試薬チェックを行いその品質が確認された試薬を用い、本件半袖下着及び菅家氏の精液からの各DNA増幅生成物を同一ゲル上で電気泳動させ、生じた帯状のバンドをカメラで撮影してそのネガフィルムを画像解析装置で読み取るなどしながら慎重に実施したものであって、その鑑定手順・技量には特段の問題はなかったものと思われる。

しかしながら、本件DNA型鑑定における電気泳動を撮影した写真上、電気泳動の像は肉眼では鮮明に読み取れるとは言い難く、本件DNA型鑑定における型判定の正確性は、ネガフィルムを画像解析装置に取り込んで解析したことによって担保されるどころ、確定審の控訴審において、科警研技官らが「ネガフィルムを解析装置で読み取り、補正、計算等の過程を経て型判定を行った。」旨証言したものの、再審公判以前にネガフィルムと画像解析データの大半が失われ、現時点では画像解析データの一部しか残存していないため、当時の型判定の正確性について現時点で十分検証することは困難な状況となっている。主任検事としては、本件DNA型鑑定における型判定方法について科警研技官から説明を受けるなどして十分に理解の上、自らその画像解析データを確認するはもとより、同データの重要性にかんがみ、後の本件DNA型鑑定の証拠能力や証明力の立証に備え、科警研技官にこのネガフィルムや画像解析データの保管を求めておくべきであったし、その後、控訴審の公判を担当した検事等にも、同様のことが当てはまる。しかしながら、主任検事等において、これらの検討がなされた形跡はうかがわれず、検察として、この点、十分反省しなければならない。

また、捜査当時、本件DNA型鑑定結果の出現頻度は、1,000人中約8.3人であるとされていたが（血液型検査の結果を加味すると、1,000人中約1.2人）、これは日本人190人分のデータによるサンプル調査に基づく数値に過ぎず、その後、サンプル数が957人となっていた控訴審当時には、1,000人中約35.8人とその出現頻度は高くなっており（血液型検査の結果を加味すると、1,000人中約5.4人）、その限度でその証拠価値が低下したことは否定できない。

(2) 本件DNA型鑑定に関する理解・検討が不十分であり、その結果その鑑定結果を過大に評価してしまったこと

主任検事は、その指名を受けてから本件の事件処理までの間に、警察から説明を受けるなどして、MCT118型検査法の科学的原理・手法の概要を把握するとともに、本件DNA型鑑定結果の出現頻度が1,000人中約8.3人であることをおおむね理解していた。しかし、DNA型鑑定が血液型と同じく「型」判

定にすぎないことを正確に理解していたのであれば、この出現頻度の数値がサンプル調査によって得られた数値にすぎないものであることは理解できたはずであり、そうであれば、DNA型鑑定が捜査に導入されて間もない時期であったことを踏まえ、主任検事として、このサンプル調査の調査人数について確認するのはもとより、この調査人数が十分なものであるか、これに基づく出現頻度の証明の程度をどのように考えるべきかといった観点からも検討を行うべきであった。ところが、そのような作業がなされた形跡は認められず、上記出現頻度があくまで参考とすべき数値にすぎないことを把握する機会を失った。もとより、上記出現頻度は、必ずしも調査人数が増加するのに伴い、その出現頻度が高くなるとは限らないが、調査人数が190人にすぎないことを把握していれば、その出現頻度がこの程度の調査人数に基づいて算出された数値であり、その後の変動があり得ることを強く意識し、本件DNA型鑑定の結果について、その証拠価値を適切に評価することができたのではないかと思われる。また、それをもとに被疑者を追及することに一層謙抑的になったであろう上、それによって得た自白についても慎重な吟味を心掛けることができたと思われる。いずれにせよ、控訴審当時に、調査人数が190人から957人と増加したことに伴って、1,000人中約8.3人とされていた出現頻度が1,000人中約35.8人と大幅に高くなったことにかんがみると、結果として、出現頻度の正確性を確保するための調査人数が十分であったか否かの検討が不十分であったと言わざるを得ない。また、主任検事においては、本件当時の足利市だけでも、その男性人口から推定すれば、上記DNA型及び血液型の一致する男性は約100人に上り、その中で年齢等を考慮し性犯罪が可能と考えられる男性は相当数に及んでおり、更に犯人の居住区域を近隣自治体にも広げれば、同様に相当数の同一の血液型やDNA型を持つ人が居住している可能性があったことを具体的に想定し、考慮すべきであったと考えられるが、そのような検討が行われたとは認められない。本来であれば、当時のDNA型鑑定は、自白内容や関係証拠と総合的に判断されるべき証拠の一つであったにもかかわらず、主任検事は、菅家氏が厳刑が予想される本件について自白していたこともあって、本件DNA型鑑定の結果をそれ自体で犯人を的確に指し示している決定的な証拠であるかのように過大に評価したと認めざるを得ない。

このように本件DNA型鑑定について、型判定方法を含め理解・検討が不十分なものとどまり、その証拠価値を過大に評価した結果、菅家氏の自白や関係証拠を冷静に吟味して菅家氏が犯人に間違いのないか否かの検討が不十分となった。

(3) 検察組織全体として、DNA型鑑定に関する理解・検討が不十分であったこと

本件当時、DNA型鑑定は、捜査に導入されて間もない時期であり、今後捜査に積極的に活用されることが期待されていたのであるから、検察組織全体として、DNA型鑑定の原理・手法はもとより、サンプル調査の合理性に関する検討を含め、証拠としての有用性及びその証拠価値の限界についても理解を深めるとともに、鑑定記録（鑑定に際して得られたデータ等）の適正な保管に努めることの重要性についても留意し、個々の検察官に対して、その調査・検討結果等を周知・徹底させることが必要であった。にもかかわらず、検察組織全体として、DNA

型鑑定に関する理解・検討が十分になされていなかったことは、反省しなければならない。

(4) 本件陰毛鑑定に関する理解・検討が不十分であったこと（省略）

3 自白に対する吟味・検討

(1) 虚偽自白に至った経緯等について

菅家氏の捜査段階及び公判段階における自白について、確定審の控訴審判決で指摘されているとおり、暴行・脅迫が加えられたとは認められず、再審判決においてもその証拠能力に影響を与える事情は見当たらないとされているなど、その任意性を疑わせる事情は認められないが、菅家氏が虚偽の自白をし、その自白を維持せざるを得なかったのは、次のような理由による可能性がうかがわれる。

すなわち、上記控訴審判決では、菅家氏は、「暗示に掛かりやすく、真意にもとる応答をするおそれなしとしない。」などとされているところ、菅家氏は、任意同行当日の午前9時ころから、これまで経験のなかった警察官による取調べを受け、当初否認をしていたものの、その後、本件DNA型鑑定の結果等に基づき菅家氏が犯人であると思い込んでいた警察官から、上記控訴審及び再審判決によれば「現場にあった精液とあなたの精液が一致している。」旨本件DNA型鑑定の結果を告げられたことが認められるのであるから、菅家氏において、その性格等とも相まって、DNA型を指紋と同様のものと誤信し、もはや弁解しても仕方がないと思い、警察官に迎合して虚偽の自白をした可能性が相当程度認められる。その後、主任検事は、本件DNA型鑑定の結果を過信していたことから、後記のとおり、この自白が虚偽であることを見抜くことができず、虚偽の自白を供述調書に録取するなど、虚偽の自白を維持させた。

(2) 取調べに必要な慎重な配慮が欠けていたこと

そもそも、被疑者の取調べに当たっては、予断を排し、その弁解にも十分に耳を傾けることにより、信頼関係を築いてその心を開かせ、その上で丹念に聴取することが肝要であり、質問する際には、被疑者の性格等にも配慮しつつ、誘導や暗示を与えかねないような問は厳に避け、また、警察で作成された供述調書の記載内容とは違った角度から発問するなどの工夫が大切である。

本件に即して言えば、主任検事は、警察の内偵捜査により菅家氏の性格等に関する情報を把握していたのであるから、菅家氏の取調べに当たっては、既に警察で供述している内容を否定しても全く差し支えないことを十分に理解してもらった上で、菅家氏が自らの記憶をたどって自らの言葉で供述するところを十分な時間をかけて聴取した上で、警察で得られている自白についてその信用性を慎重に吟味・検討すべきであった。

なお、主任検事は、自白に信用性があると判断した理由の一つとして、勾留の早い段階から弁護人が選任され接見が重ねられている中で、菅家氏が自白を維持していたことを重視していたとも思われるが、単に弁護人が選任され接見がなされていることに気を許すことなく、被疑者の性格等によっては、犯人ではないのに、犯人の気持ちになって想像し、具体的な事実関係さえも自ら現場に臨場して経験したことであるかのように供述してしまう被疑者があり得ることに思いを致

し、これらに配慮した取調べを行うとともに、なされた自白の信用性等についても冷静かつ慎重に吟味・検討を尽くすべきであった。

また、菅家氏は、強制捜査のごく初期の段階である本件の勾留質問において、裁判官に対して「答えたくありません。」と返答し、自白しなかったのであるから、主任検事において、これを契機に菅家氏からその真意を十分聞き出す方策を講じていれば、菅家氏が自ら真相を語る可能性もあったと思われる。主任検事がこの点を見過ごしてしまったことは、菅家氏が真実の供述を行う重要な契機を見逃した可能性を否定できない。

(3) 自白の吟味・検討が不十分であったこと

前記第2の2(6)①に記載したとおり、主任検事は、起訴に当たって、菅家氏の自白には客観的な裏付けがないものの、菅家氏が厳刑が予想される犯行を具体的かつ詳細に自白した上、実況見分の際に遺体発見現場で手を合わせ、「ごめんなさい。ごめんなさい。」などと謝罪していたことなどを考慮し、菅家氏の自白は、いわゆる体験供述であって信用性が認められると判断したということであり、自白の信用性について一定の検討を加えていることが認められる。しかしながら、本件における自白の信用性の吟味・検討は不十分であったと言わざるを得ない。

自白の信用性の吟味・検討が不十分なものとどまったのには、本件DNA型鑑定の結果を過大に評価したことが大きく影響していたと考えられる。すなわち、主任検事においては、弁解録取の機会に、菅家氏が、警察で自白した理由として、「現場にあった精液と、私の精液が一致すると警察官に言われて自白した。」旨供述していたのであるから、この供述からすると、菅家氏がDNA型鑑定を指紋と同様のそれ自体で絶対的な個人識別能力を有する証拠であると誤信し、そのためはや弁解する余地がないものと思込み、警察官に迎合して自白したおそれがあることにも思いを致して、警察官や検察官に対する自白が虚偽自白である可能性がないかどうかを十分に検討すべきであった。ところが、主任検事は、本件DNA型鑑定の結果を過大に評価していたため、自白の信用性の吟味・検討を十分に行わなかったものと認められる。また、次席検事においては、菅家氏の任意同行に当たって、「本件DNA型鑑定の結果のみで逮捕を決するのではなく、菅家氏の供述内容を検討する必要がある」旨警察に連絡していたにもかかわらず、警察から菅家氏が自白したことから逮捕する方針であるとの連絡を受けると、本件DNA型鑑定の結果が犯人を的確に指し示していたものと過大に評価し、自白の裏付け証拠の有無等を確認することもなく、その方針を了承し、さらに、起訴に当たっても、本件DNA型鑑定の結果を過大に評価していたため、菅家氏の自白の信用性についての吟味・検討が不十分であることについて主任検事を的確に指導することができなかったものと認められる。菅家氏の自白の信用性の吟味・検討が不十分であったと考えられる点は以下のとおりである。

ア 供述の変遷理由はどのようなものか

菅家氏の自白には、わいせつ目的や殺意の発生時期、殺害現場と殺害行為の状況、わいせつ行為の状況など随所に供述の変遷が認められる。これについて、主任検事は、当時既に本件後約1年半を経過していたことから、単なる記憶違

いによるものと判断したようであるが、単なる記憶違い等では合理的な説明のつかない、理由のない変遷が随所に認められる。特に、本件の根幹ともいえるべき殺害現場と殺害行為の状況について、当初供述していた、「渡良瀬川北側の河原で、自分の背丈くらいの雑草が生い茂っていた場所で、その首に手を掛けて、被害女児をうつぶせの状態にして両手で首を絞めた。」という内容から、最終的に、「渡良瀬川の河原に向かう途中のコンクリートでできた細い道路の上で、自分が中腰になり、立っていた被害女児の正面から向かい合う格好で、両手で輪を作るような格好でその首に両手を当てて首を絞め付け、そのまま後ろに倒した。」という内容に供述を大きく変遷させており、これら自白の変遷理由等について、菅家氏から十分に聴取した上で精査することが必要であった。

イ 自白の裏付けとなる客観証拠等が得られないのはなぜか

事件当日、パチンコ店あるいはその付近で菅家氏を目撃した者がいなかった上、菅家氏が被害女児を自転車に乗せて犯行現場まで連れていったと供述した経路でも、被害女児らしき幼女を自転車に乗せて移動していた人物を目撃した者が全くおらず、さらには、菅家氏が犯行に用いたと供述した自転車から被害女児の指紋が検出されなかったこと、菅家氏が犯行当時履いていたと供述する靴についてもその裏付けが得られなかったこと、また、菅家氏が犯行後立ち寄って買い物をしたと供述したスーパーマーケットでもそのような買い物の裏付けが得られなかったことなど、菅家氏の自白には、客観的に裏付けられた事実がほとんどなかった。

この点に関して、主任検事は、パチンコ店の駐車場周辺や渡良瀬川河川敷の運動公園で自転車の荷台に幼女を乗せて男が移動していたとしても特に人目をひくとは思われず、目撃者が現れなくとも疑問を抱かせるものではない、菅家氏の自白は本件後約1年半を経た後に初めてなされたものであり、スーパーマーケットに立ち寄ったとの点については記憶違いの可能性はある、裏付け捜査を行った時期からして、菅家氏の自転車から被害女児の指紋が検出されなかったとしても、また、犯行当時履いていたと供述する靴の裏付けが得られなかったとしてもいずれも不自然とは言えないと考えたようであるが、菅家氏の自白について客観証拠等による裏付けが全くと言っていいほど得られないのはなぜか、それは菅家氏が真犯人ではなく虚偽自白をしているからではないのかといった観点からの検討が必要であった。

ウ 供述内容に体験供述として不自然なものはないか、一見体験供述のように見える内容も想像で説明できる範囲にとどまっているか

菅家氏の自白は、上記のような理由のない変遷が見られるだけでなく、被害女児を誘い出してから殺害するまでの被害女児の言動や菅家氏と同女との会話に関する供述が極めて乏しく、この点のみでも菅家氏は実際に被害女児と行動を共にしたのかとの疑念さえ抱かせるものである。また、本件半袖下着に精液を付着させた状況についても明確な説明がなされていない。

その反面、極めて具体的かつ詳細な供述部分もあり、上記のとおりほとんど説明のない被害女児の言動等に関する供述との間の落差が大きく、不自然であ

ることに疑問を抱くべきであり、想像で説明しているのではないかとの観点からの検討が必要であった。

エ 秘密の暴露がないのはなぜか

菅家氏の自白にはいわゆる秘密の暴露と認められるものがなかった。もとより、本件のように、事件発生直後から犯行現場に警察が臨場し、相当綿密な現場の捜査がなされたと認められる場合に、相対的に秘密の暴露の余地が小さくなるのは当然であり、秘密の暴露といえる事柄が存在しないからといって直ちに自白の信用性が低いとは言えないが、被害女児を誘い出してから殺害するに至るまで、かなりの時間、被害女児と行動を共にしていたというのであるから、例えば、その間に会った人たちなどに関し、秘密の暴露というべき事柄が存在することも考えられる。それにもかかわらず、秘密の暴露が全くないというのは不自然ではないかという観点からの検討も必要であった。

4 消極証拠の検討が不十分であったこと

捜査本部による初動捜査の結果、当日午後6時30分ころから午後6時50分ころにかけて、渡良瀬川の河川敷において被害女児らしき女児と一緒に歩いている犯人らしき男を目撃した者2名が判明しており、両名の各供述内容等を子細に検討すると、目撃した時間帯・場所、歩いている方向、その男の身体的特徴等からすれば、いずれも同じ女児連れの男を目撃していると思われ、特に目撃者のうちの1名は、上記女児の服装や挙動を丹念に観察し、その女児が赤っぽいスカートをはいていたなど被害女児の当時の服装に符合する供述をしていたことなどからすれば、被害女児及び犯人を目撃していた可能性があった。

しかし、主任検事は、菅家氏の「自転車に被害女児を乗せた」との自白に合致しないことから、上記各目撃供述は被害女児とは別の女児を目撃したにすぎないものと考え、同日撃者2名を自ら取り調べて確認するなどしなかった。

また、菅家氏方の押収証拠の中には小児性愛を具体的に示すものはなく、菅家氏の日常行動に関する捜査でも、女児に対する声かけなどの小児性愛を示す言動は認められなかった。

この点についても、主任検事は、小児性愛を示す証拠等はないものの、勤務先幼稚園での女児に対する態度についての関係者の供述から、そのような傾向は認められると考えたようであるが、菅家氏に小児性愛者の傾向が認められるか、認められないとして本件の犯行動機が説明可能かについて慎重な吟味・検討を尽くすべきであった。

5 主任検事が菅家氏逮捕直前に指名されたため犯人特定経緯等の捜査についての把握・検討が十分ではなかったこと

本件は、同一警察署管内で発生し未解決のままとなっていた余罪2事件に引き続いて発生した未検挙重要事件であるところ、これらは、いずれも未就学の幼女に対するわいせつ目的による犯行である可能性が高く、事件の発生・死体遺棄場所が近接している上、被害女児とV3ちゃんとはいずれも足利市内のパチンコ店付近から誘拐され、また、被害女児とV2ちゃんの死体遺棄場所は、渡良瀬川を挟んだ対岸の河川敷であったことなどからすれば、同一犯人による可能性もある事案であった。

したがって、検察官としては、本件捜査に当たり、余罪2事件との関連性を視野に入れて、本件の証拠関係、特に菅家氏を犯人として特定していった過程やDNA型鑑定を始めとする客観証拠を総合的に検討する必要があった。

しかし、宇都宮地検においては、本件発生直後にいったん栃木支部長兼足利支部長検事を主任検察官に、同地検検事兼足利支部検事を補助検事に指名し、補助検事を司法解剖に立会させるなどの対応をとっただけで、それ以降は警察の捜査状況を把握させておらず、菅家氏の任意同行の約1週間前に当時の同地検四席検事をようやく主任検事として指名した。そのため、主任検事においては、余罪2事件を含めて本件の捜査状況を的確に把握するだけの十分な余裕がなく、次席検事において、警察から菅家氏に対する任意同行・取調べの説明を受け、任意同行当日も、菅家氏が自白した旨の報告を受けただけで自白に至った経緯や裏付け証拠の有無について詳細に聴取することもしなかったものであり、本件が、同一犯人による連続少女殺害事件のうち1件である可能性のある重要未検挙事件であったことに照らすと、主任検事の指名が遅きに失し、また、警察の捜査状況の把握・検討も不十分であった。

6 事件処理に当たったの決裁態勢に問題があったこと

本件は宇都宮地検内の決裁のみで起訴処分に付されているが、厳しい求刑が予想された上、同一犯人による可能性もある同種余罪2事件があり、さらに新たな科学的捜査手法であるDNA型鑑定を立証の柱として位置付けていたのであるから、本件DNA型鑑定の結果や自白などの証拠関係について、上級庁に報告し、その指導を受けることも検討すべきであった。

7 余罪2事件の取調べを早期に実施すべきであったこと

警察では、本件に関する菅家氏の「被害女兒を殺さずにいたずらすれば、被害女兒にわめかれるなどして、警察に捕まってしまうと思い、まず殺すことに決めた。」旨の本件殺害動機に関する供述について、同種の体験の有無を明らかにしてその信ぴょう性を判断するため、本件で勾留中の平成3年12月20日、菅家氏を余罪2事件で取り調べた。しかし、本件がいわゆる小児性愛の性癖を有する同一犯人による連続殺害事件の可能性もあると考えられていたことや、上記殺害動機について、菅家氏は逮捕・勾留当初から供述していたのであるから、警察と協議の上、余罪2事件の実質的な取調べに至らず、かつ本件の動機、態様等を明らかにする目的を達成するに必要な範囲で、余罪2事件についての菅家氏の言い分をより早期に聴取することも考えられてよかったと思われる。そうすれば、被害少女の性格や犯行場所等がそれぞれ異なるのに、いずれも被害少女に対する声かけから始まる一連の被害少女の反応、犯行動機・態様がパターン化していることに思いが至り、本件の犯行態様に関する供述が体験供述であったか否かにつき疑問が生じ、ひいては菅家氏の犯人性についての的確な判断をすることができた可能性もあり、その点についての考慮が不十分であったと思われる。

第4 その他の諸問題

1 起訴後における取調べについて

主任検事は、平成4年1月15日、菅家氏をV2ちゃん事件につき処分保留のまま釈放し、V3ちゃん事件については同年2月10日に警察から在宅で送致を受けた。

主任検事は、同年1月22日、身柄を足利警察署から宇都宮拘置支所に移監した上、その後の同月23日から同年2月11日までの8日間、同月13日の第1回公判期日後の同月17日及び同年3月6日の2日間、さらに同年12月7日及び8日の2日間の合計12日間にわたり、余罪2事件に関して菅家氏の取調べを行った。

このうち、同年12月7日の取調べは、余罪2事件に関して最終的に起訴・不起訴を判断するためになされたものであるが、その際、菅家氏は余罪2事件だけではなく、起訴済みの本件についても逮捕後初めて否認した。そこで、主任検事は、同月8日の取調べを行った。主任検事が同日の取調べを行った目的については、再審公判における同検事の証言によれば、菅家氏の余罪2事件を否認する供述が真実か否かを見極めるために本件を否認する供述の真意を確かめるところにあったと考えられ、その取調べにより菅家氏から本件に関する自白を得た上、これを公判廷で利用する意図まではなかったと認められる。しかしながら、その取調べにおいては、かなりの部分が、本件の自白に至った経過や事実関係等の確認に充てられたものと認められ、既に起訴されて公判係属中の本件に関する取調べと受け止められてもやむを得ない側面があったことは否めず、そのような取調べの必要性や方法について、より慎重に検討すべきであった。なお、菅家氏は、当該取調べの約2週間後に行われた第6回公判期日（平成4年12月22日）において、本件公訴事実を否認し、無実である旨の供述をしており、その後、いったんその否認を撤回したものの、再度無実であるとの供述をし、現在に至っている。

また、菅家氏は、その間の同年1月27日から同年12月7日までの間、家族あてに本件について無実を訴える内容を含む手紙14通を郵送していたが、主任検事は、その事実を知らなかったところであり、その状況の下で行われた余罪2事件に関する取調べは、菅家氏に殊更虚偽の自白を迫ったものであるとは認められない。

2 再審請求審での再鑑定請求に対する対応について

弁護人は、本件半袖下着のDNA型の再鑑定請求について、上告審の段階で初めて主張した後、再審請求審でもこの主張を行い、検察官は、これに対し「再鑑定の必要はない」旨意見を述べた。

この点に関して、再審請求審担当検察官としては、DNA型の再鑑定に積極的な意見を述べるべきであったとの考え方もあり得ようが、菅家氏の毛髪について新たにDNA型鑑定を実施したとする法医学教授の上記報告書を前提とした弁護人の主張は、第2の5(1)②のとおり、123マーカを用いたMCT118型検査法により検出されるDNA型とアレリック・マーカを用いたMCT118型検査法により検出されるDNA型との対応関係についての誤解に基づくものであったことなどから、検察官として再鑑定の必要性がないとの意見を述べたことはやむを得なかったと考えられる。

第5 再発防止のための方策

検察の使命は、何よりも、基本的人権を全うしつつ、事件の真相を解明して、真犯人を適正に処罰することにある。そのためには、犯人の確定こそが、公訴官たる検察官の最も意を払うべき出発点であるとともに最終到達点でもあり、この点に一点の曇りもあってはならない。

しかしながら、本件の捜査・公判過程を検証すると、特に捜査に多くの問題を含んでおり、しかもその多くが、被疑者の自白の吟味・検討、目撃者を含む関係者の供述の収集と分析、自白以外の客観的証拠の収集と証拠価値の検討、科学的捜査に対する正確な理解と証拠価値の検討などの捜査の基本にかかわる事柄であった。

捜査においては、事案の本質を的確に把握し、客観的証拠の収集と冷静な分析の結果も踏まえつつ、十分時間をかけて被疑者と真正面から向き合い、被疑者の弁解にも先入観を持たずにじっくりと耳を傾け、粘り強い取調べを行って真実を語らせた上で、真犯人を適正に処分するなど、基本に忠実な捜査を今後とも遂行していくことが何よりも重要である。

ところで、本件以降最近でも、公判前整理手続における証拠開示制度の導入や被疑者段階における国選弁護制度の導入及び拡大、裁判員制度の導入など刑事司法を取り巻く環境は大きく変化し、その間、検察としても、取調べ中に被疑者から弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）と接見したい旨の申出があった場合には直ちにその旨を弁護人等に連絡するなどの措置を講ずべく、平成20年5月1日付け次長検事依命通達「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」を発出し、さらに、同日付けで被疑者供述の任意性・信用性を確保するために取調べ時間等につき適正な配慮を定めた「取調べに当たっての一層の配慮について」（次長検事依命通達）を発出するなどして、一層の取調べの適正確保に努めているところである。今後とも、こうした施策を誠実に履行していくことはもとより、本件から得られた教訓を共有化し、個々の検察官に対し、あらゆる機会を活用して改めて基本に忠実な捜査に心掛けるよう不断の指導をしていかなければならない。

そこで、去る2月17日、18日に開催された検察長官会同において、二度と今回のようなことが起きないように万全の措置を講ずべきことを検事正に指示したのを始めとして、今後、各種協議会や検察官に対する研修の機会をとらてその周知徹底を図ることとしているが、本調査の過程で判明した問題点を踏まえ、特に、以下の具体的な諸方策を講じることとした。

1 いわゆる本部事件捜査の充実強化

本件のように、警察において捜査本部が設置された凶悪重大事件については、たとえ警察からの送致前であっても、公訴官の立場から、その捜査状況等を正確に把握するとともに、警察捜査において、犯人として絞り込まれていく詳細な経過や犯人として捜査の対象とされている者の供述内容、目撃者を含む関係者の供述、押収された証拠物に関する科学的鑑定結果の証拠価値などについても吟味・検討を加え、必要に応じて関係者を直接取り調べるなどして心証を形成し、事件の内容と見通しについて十分に検討した上、警察と緊密な協議を行うことが大切である。

また、本件においては、未検挙重要事件である余罪2事件も、本件の犯人と同じ

犯人による連続殺害事件である可能性もあり、かつ昭和62年にも足利市にほど近い群馬県の現太田市内でも同様の事件が発生するなど、同事件を含めて同一犯人による連続犯行である可能性もうかがわれる状況にあったことから、このような事案においては、検察官としては、同一地検管内で本件の前後に発生した同種の未検挙重要事件はもとより、隣接する他地検管内で発生した同種の未検挙重要事件をも的確に把握し、警察から、適時・適切にこれら捜査の進捗状況等の説明を受けるなどして従前にも増して事前協議を徹底し、当面の捜査対象事件の犯人絞り込み過程と犯人としての確実性を吟味検討し、警察と緊密な連携を図りながら捜査を進めていくことが大切である。

そこで、このたび、本件の検証を契機にして係検事に関する規程（大臣訓令）が改められたことに伴い、これらの事項を専属で所管する係検事として「本部係検事」を全庁に新設配置することとした。これを受けて、各地検の本部係検事において、警視庁及び各道府県警察本部において捜査本部が設置された殺人その他凶悪かつ重大な犯罪に係る事件等の捜査・公判に関する事項並びに未検挙重要事件の捜査状況及び今後の捜査方針の把握等に関する事項を担当し（以下「警視庁及び各道府県警察本部において捜査本部が設置された殺人その他凶悪かつ重大な犯罪に係る事件等」及び「未検挙重要事件」を併せて「いわゆる本部事件」ともいう。）、警察との緊密な連携の下、従前にも増して事前協議を徹底し、犯人絞り込み過程等を吟味して犯人の特定やその後の捜査に遺漏なきよう対応すべく体制を強化することとした。

また、各高検の本部係検事は、管内各地検の本部係検事が担当しているいわゆる本部事件について、管内他地検で発生した関連事件に関する情報提供を行うとともに、事件発生報告の受理等適宜の機会をとらえて、同事件の警察における捜査の進捗状況、特に犯人絞り込み過程やその証拠関係を的確に把握した上、捜査方針・計画の策定や警察との連携の在り方等についての相談を受け、その指導に当たるほか、事件処理及びその後の公判遂行の在り方等についても必要に応じて指導を行うこととした。

さらに、最高検の本部係検事は、全国のいわゆる本部事件に関し、必要に応じ、管轄高検から当該事件の捜査の進捗状況等について報告を受けた上、各高検の本部係検事を通じ、各地検に対して、高検管轄を異にする関連事件についての情報提供を行うとともに、捜査・事件処理及び公判遂行等についても指導を行うこととした。

これに伴い、本年5月17日に全国本部係検事会同を開催し、その趣旨を徹底させることとした。

2 検察官の捜査能力の強化

(1) 科学的捜査に関する研修

DNA型鑑定などの科学捜査、特に、犯人の異同識別に結び付く科学的捜査手法を活用するに当たっては、その科学的原理を十分に理解することはもとより、鑑定結果の意味とその限界などを正確に理解し、証拠価値について冷静に吟味・検討する必要がある。

そこで、最新の科学捜査に関する検察官の知見を広めるため、検察官の中央研

修におけるカリキュラムに最新の科学捜査に関する講義や検討会等を新設し、各地検においても警視庁あるいは道府県警察本部の協力を得ながら、科学捜査研究所との協議会や科学捜査の手法を理解・会得するための実地研修等を行うこととした。検察庁としては、取り分け、犯人の特定につながるような重要な鑑定については、鑑定記録（鑑定に際して得られたデータ等）の保管を鑑定人の判断のみに委ねるのではなく、公判での立証の必要性等を踏まえ、鑑定人と協議するなど、鑑定記録の適切な保管に努めることが必要であり、この点についても、各検察官に周知徹底を図ることとしている。

(2) 無罪事件に関する研修

事案の真相解明のためには、予断と先入観を排した冷静な目で、積極・消極を問わず、あらゆる証拠を吟味・検討することが重要であり、特に供述証拠については、性格等様々な要因により、時として捜査官に迎合するなどして真実とは異なる虚偽の供述がなされるおそれがあることを心に留めて、そのような要因を的確に把握した上での取調べと徹底的な裏付け捜査、他の証拠との冷静な対比検討を行うなどし、任意性はもとより、その信用性を慎重に見極める必要がある。

そこで、日常的な事件決裁の場に止まらず、検察官の研修の機会などをとらえ、本件を含めた主要な無罪事件を題材にして協議・研修を行い、自白の信用性についての徹底した吟味と被疑者の取調べの在り方等について、検察官に、より鋭敏な問題意識を持たせるとともに、その周知徹底を図ることとしており、実施可能なところから既に実施をしているところである。この点につき、法務総合研究所では、平成21年12月から実施した平成21年度任官の新任検事研修において、本件を含む無罪事件を題材として、約40時間を充て、証拠評価の在り方等について詳細に指導したほか、本部事件捜査を多数経験した検事による講義等も実施した。また、今後開催される任官後おおむね3年前後の検事を対象とする検事一般研修、おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象とする検事専門研修においても同様に本件を含む無罪事件の検討を行うこととしている。

(3) 取調べにおける留意点の周知徹底

検察官は、従前から、被疑者の取調べに当たって、迎合のおそれなどを考慮し、被疑者の性格等その特性に応じて様々な工夫を凝らしてきたところであるが、最高検察庁においては、今回の重大な事態を招いたことを踏まえ、今般、改めて、「取調べにおける留意点について」（本年4月1日付け最高検察庁刑事部長事務連絡）を発出し、講義や研修の機会等を通じて人の特性に関する知見のかん養に努めるとともに、取調べに当たっては、被疑者の心身の状況、置かれた立場、迎合的性格の有無等その特性を十分に把握した上で、それぞれの特性等に応じ、取調べ時間、言葉の使い方、発問方法・内容等取調べ方法を工夫すべきことなど、被疑者の取調べに当たって留意すべき事項を全検察官に周知して徹底させることとした。

3 指導・決裁及び上級庁による指導の充実強化

決裁検察官による主任検察官に対する事件決裁は、決裁官としての責任の重大さに改めて思いを致し、自己の経験・能力のすべてを活かし、きめ細やかで適切な指

導に努めなければならない。また、新たな科学的捜査手法等これまでに十分な知識・経験のない事件に関する的確な捜査の遂行のためには、決裁検察官においても、自らの徹底した勉強と十分な情報収集に努めることが大切である。また、主任検察官の指名に当たっては、当該事件の難易度、特に同事件に内在し得る問題点等を把握した上、主任検察官をしてこれに的確に準備するだけの時間的余裕を与え、警察から身柄事件等として受理した後は、事件の見通しや今後の捜査予定について主任検察官の意見を聴き、証拠収集上の問題点や処理の見通し等を早期に把握し、主任検察官に対して具体的な指導をすることに努めることが肝要である。さらに、事件処理の決裁に当たっては、事件の証拠構造を見極めた上で、自白以外の客観証拠や関係者の供述証拠等についての的確に評価し、自白がなくても立証可能な事件か否か、自白が立証のために必要不可欠であると判断されるのであれば、自白の任意性・信用性についてより一層慎重な吟味・検討を加えるとともに、積極証拠のみに目を奪われることなく、消極証拠にも十分に目を向けるなどして、主任検察官とは異なる、より客観的で高い視点からの決裁に留意すべきである。この趣旨を徹底するため、今般、「凶悪重大事件における指導及び決裁の在り方について」（本年4月1日付け次長検事依命通達）を発出した。

また、上級庁は、従前にも増して、管内各地検において発生する凶悪重大事件等について適切な捜査・公判遂行がなされるよう、必要に応じ、管内各地検に対し、事件発生報告の受理、事件協議、求刑協議、控訴審議等を通じて、適時適切な指導を行うように努めることはもとより、管内の他地検管内で発生している関連事件についての情報提供を行ったり、捜査の規模等に応じ、管内の他地検からの検察官等の応援派遣を行うなど機動的捜査態勢の構築にも意を用いることとした。

さらに、上級庁は、自庁に所属する検察官を管内各地検に出張させる機会などを利用し、管内各地検に所属する検察官に対し、本件を始めとして、上級庁で取り扱うなどした凶悪重大事件等のうちで執務の参考に資すると思料される事件に関する講義や勉強会を開催させるなどの巡回指導を実施させることとした。

第6 おわりに

検察としては、治安の確保と正義の実現について、より一層国民の負託に応え、国民の信頼を確保するため、今回の重大な事態を招いたことを厳粛に受け止めるとともに、本件において明らかになった問題点をも踏まえ、反省すべき点は率直に反省し、国民に信頼される検察の維持・発展に努める必要がある。

各検察官においては、改めて検察官の職務の重要性と責任の重大性に思いを致し、基本に忠実な捜査・公判、すなわち、時の経過に左右されない「風雪に耐える捜査・公判」を徹底し、国民の負託に応える検察活動の実現に尽力しなければならない。